⑵　事実に基づかない表現
　事実に基づかない表現により、資金需要者等に誤認させるおそれのある表現として、例えば次のような表現が考えられる。
　例）ア　財務省公認・金融庁公認・（都道府県）公認
　　イ　○○知事免許
　　ウ　（都道府県）認可
　　エ　日本一・日本最大
　　オ　財務省登録・金融庁登録
　　カ　財務大臣登録店舗・金融庁長官登録店舗
　　キ　ご利用○万人突破
　　ク　○○○店目標
　　ケ　全国一円支店網
　　コ　全国ネットの我社に
　　サ　上場予定
　　シ　業界屈指
　　ス　世界○カ国で○億人
　　セ　創業○○年
　　ソ　前例のない・他にはない
　　タ　世界で最も尊敬される企業
　　チ　安心・信頼の
　　ツ　画期的オープン
　　テ　銀行
　　ト　金庫
　　ナ　３分で融資
⑶　他の貸金業者との比較広告等
　貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨の比較表現を用いたり、具体的数字を示さずにする表示。例えば次のような表現が考えられる。
　例）ア　低利の我社にまとめてみませんか
　　イ　超低利、低利最低どこよりも安い
　　ウ　１／２のお利息
　　エ　業界№１金利（低金利）
⑷　携帯電話番号の表示
⑸　不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第３条第１項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告。

Ⅴ．企業広告に関する遵守事項及び留意事項等
１．貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告
　次の各号に掲げる事項の告知を目的とする広告のうち、貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でない広告に関しては、その取扱いについて別途協会と協議しなければならない。なお、次の各号に掲げる事項のいずれかに明確に該当するものは、企業広告として取り扱い、それ以外については、原則として貸金業の業務に関する広告として取り扱う。
⑴　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
　自社で主催（協賛を含む）する上記イベント等の告知に関する広告
⑵　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
　明確な企業ビジョンに基づいた自社又は貸金業界のイメージの醸成・向上等を目的とする広告
⑶　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
　自社ブランドや経営形態の変更等を周知するためのＣＭ広告
⑷　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
　自社の社歴や企業規模、現況等を紹介するための広告
⑸　ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility企業の社会的責任）
　企業の社会的責任として、（慈善事業のような付加価値活動を内容とするものではなく）企業の本来的活動である事業活動を行うことで社会の発展に寄与する持続可能な事業の取り組みが求められる。この「企業の社会的責任」についての自社の考え、姿勢、取り組みを告知する広告。したがって、ＣＳＲに関する広告については、自社の経営方針・経営理念を平明、簡潔かつ具体的な説得力のある内容であることが望まれる。
⑹　法改正、規制緩和、制度改革
　法律や法改正等の内容を広く周知する広告や、法改正等に伴う自社の見解や企業姿勢を訴求するための広告
⑺　人材募集
　人材を募集するための広告
⑻　社名、相談窓口、企業概要
　単に自社名を訴求するのではなく、最新の事業内容や自社相談窓口等について告知する広告
⑼　消費者等に対する啓発
　資金需要者等の利益の保護を目的とした金融リテラシーの向上を目指した広告

２．屋外広告看板等に関する留意事項
⑴　全般的な留意事項
　「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。
　①　景観等への配慮をすること。
　②　借入れを促す表現を表示しないこと。
　③　電話番号又はホームページアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。
　④　条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。
　⑤　午前０時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く）。
⑵　設置に関する留意事項
　「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。
　ただし、次に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。
　①　協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員（ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く。）が設置する場合
　②　貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合
　③　協会員等が所有する建物に設置する場合
　④　合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合

**附　則**（令 5.10.31）
この細則は、令和５年10月31日から施行する。

**附　則**（令 7. 4. 2）
この改正は、令和７年４月２日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
　Ⅰ．１、Ⅰ．２、Ⅰ．４、Ⅱ．２、Ⅱ．３、Ⅲ．３、Ⅲ．４を改正。